

災害に係る住家の被害認定に関する検討会における主な御意見（令和7年3月）への対応状況

資料2

項目		対応策	対応状況
1. 調査 手続の改 善	①	1次調査及び2次調査の弾力的な運用	運用指針※を改定し、市町村の判断により、1次調査の省略や2次調査の前倒し実施が可能であることを明確化（令和7年7月）
	②	2次調査の申出、調査結果の開示に関する対応	被災者に1次調査と2次調査の相違点等を理解いただくためのリーフレット案を作成（資料2-1）
2. 1次 調査の適 正化	①	1次調査における簡易な半壊判定基準の創設	運用指針を改定し、 ・計算によらず、1次調査の段階で、外観による「半壊」判定が可能となる基準を新たに策定 ・1/60以上の傾きがあれば、1次調査の段階で「半壊」と判定できる旨を明確化（令和7年7月）
	②	液状化被害を受けた住家の判定基準の見直し	判定基準の見直し案を作成（資料2-2）
	③	積雪等により調査対象部位の確認が困難な場合の対応	運用指針を改定し、積雪等により十分に確認できない場合は、被災者から提供を受けた写真や被災者への聞き取り結果により損傷状況を把握することも考えられる旨を明確化（令和7年7月）

※災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））。以下同じ。

災害に係る住家の被害認定に関する検討会における主な御意見（令和7年3月）への対応状況

項目		対応策	対応状況
3. 2次調査の迅速化・適正化	①	2次調査の大幅な簡素化	損傷程度の例示の見直しを踏まえ、今後検討。
	②	損傷程度の例示の充実・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷程度の例示について、5段階から3段階への見直し案を作成（資料2－3）。 ・液状化による損傷の写真を収集し、損傷程度の例示※1へ掲載する。
4. 専門家の活用・人材育成	①	能登半島地震の事例紹介	実施体制の手引き※2を改定し、 <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震の被災地における、被災自治体の業務負担軽減に資する取組事例を追加 ・日本不動産鑑定士協会連合会との協定締結事例を掲載し、民間団体との平時からの連携等の必要性について周知（令和7年5月）
	②	民間団体との連携事例の周知	
5. リモート判定等の活用促進	①	写真判定を行う場合の調査フローの検討	過去に応急危険度判定結果やドローン等で撮影した写真を活用して判定したことのある自治体等に対しヒアリング、データ収集等を行う。
	②	損保協会との連携	損保協会との連携の在り方について引き続き検討中。

※1 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（内閣府（防災担当））

※2 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（内閣府（防災担当））

【検討会後修正】(A4裏面) 2枚目

No.	御意見
①	自己判定方式の説明を加えていただきたい
②	知識を持った自治体職員が説明するための資料としては使い勝手が良いが、被災者に渡す分には記載が難しい
③	判定結果と記載すべき
④	2次調査では、詳細にみるから按分の具合が違う などの文言が必要
⑤	%で部位別構成比だけ書かれても、損傷程度や面積を加味して住家全体の損害割合をだすところまで書かないと何を意味するのか分かりづらい。上の写真に組み込むなりすべし



追記・修正箇所

被害認定調査の概要

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 地震被害の調査には、外観のみの調査により内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があります。なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※もあります。
- 「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。

※ 被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。

調査の種類と特徴

(地震による被害を受けた木造・プレハブ住宅の例)

第1次調査 (外観目視調査)

外観の損傷や傾きから内部被害を含めた住家全体の被害を推定する調査方法です。居住者の立会いがなくとも調査することが可能で、比較的早く罹災証明書を交付することができます。

② 外部から確認が可能な3つの部位の外観や住家4隅の傾きから住家全体の被害を推定

第2次調査 (外観目視+内部立入調査)

住家内部にも立ち入り、詳しく被害を確認する調査方法です。居住者の立会いも必要となるため、日程調整等、調査の実施までに時間を要する場合があります。③

※ 第1次調査とは異なる判定結果となった場合、基本的には第2次調査による判定結果で罹災証明書が交付されます。

② 左の外観調査に加えて、内部立入調査により詳しく被害を確認

【Check Point】第1次調査と第2次調査では、被害の程度を確認する「部位」と損害割合の「配分」が異なります。

※ 施工価格等を参考に設定された部位別の持ち点というイメージ

調査タイプ	部位	割合
外観(100%)	(1) 屋根	15%
	(2) 外壁	75%
	(3) 基礎	10%
外観(35%)	(1) 屋根	15%
	(2) 外壁	10%
	(3) 基礎	10%
内観(65%)	(4) 柱	15%
	(5) 床	10%
	(6) 内壁	10%
	(7) 天井	5%
	(8) 建具	15%
(9) 設備	10%	

被害者から申請があった場合、第2次調査を実施
※ 第1次調査をせず、第2次調査から実施することも可能

② 外壁の被害は小さいけれど、床の起伏や雨漏り、襖の開閉が困難で被害が酷いわ。確認してもらえないから。

④ (例) 外壁面積の1/3に相当する部分が損傷率100%で損傷している場合
住家の損害割合=(1/3)×100%×75%=25%【半壊】

(例) 外壁面積の1/3に相当する部分、床面積、内壁面積のそれぞれ1/2に相当する部分及び建具・設備の1/2が損傷率100%で損傷している場合
住家の損害割合={ (1/3)×100%×10% } + { (1/2)×100%×10% } + { (1/2)×100%×10% } + { (1/2)×100%×15% } + { (1/2)×100%×10% } = 25.8%【半壊】

災害で被災された方々へ ～各種手続に必要な「罹災証明書」～

「罹災証明書」は、市町村長が、災害による住家の被害の程度を証明する書類です。住まい・生活への公的支援（被災者生活再建支援金、応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など）を受ける際に必要となります。

罹災証明書の交付手続

- 交付申請窓口は、被災住家のある市町村です。
- 申請すると、市町村職員が被害認定調査を行い、被害程度を確定の上、罹災証明書を交付します。
- 罹災証明書には、住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分のいずれか）が記載されます。

罹災証明書

世帯主住所
世帯主氏名
(追加記載事項①)

罹災原因 年 月 日の による

被災住家の所在地
住家の被害の程度 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項②)

※住家とは、原則に居住(非居住)の用途の両方から任意に選択していることになり、のたれに使用している場合は、(被災者生活再建支援金の災害救助法による住家の被害程度の対象となる)。

(追加記載事項③)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日 ○○市町村長

罹災証明書（サンプル）

申請から支援までの流れ

被災者から市町村へ申請

被害認定調査（市町村）



調査により、住家の「損害割合」※を算出します
※原則として、住家の部位ごとに損害割合を計算し、それらを合計して算出します。

【住家の被害の程度と損害割合の関係】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%台	30%台	20%台	10%台	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援策の活用

【！ご注意！】応急危険度判定とは異なる調査です

被災建築物応急危険度判定※は、建築士が、余震などによる二次被害の危険性を判定するものであり、被害認定調査とは調査の目的・判定の基準が異なります。このため、応急危険度判定により「危険」と判定されても、必ずしも被害認定調査において「全壊」になるとは限りません。

※ 余震などによる二次災害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するもの。判定結果は、建築物の見やすい場所に3段階の「判定ステッカー（右図参照）」として表示し、居住者・歩行者に対して、その建築物の危険性について情報提供することとしている。



判定ステッカー

(出典) 全国被災建築物応急危険度判定協議会

被害認定調査の概要

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 地震被害の調査には、外観のみの調査により内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があります。なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※もあります。
- 「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。

※ 被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。

調査の種類と特徴

(地震による被害を受けた木造・プレハブ住宅の例)

第1次調査 (外観目視調査)

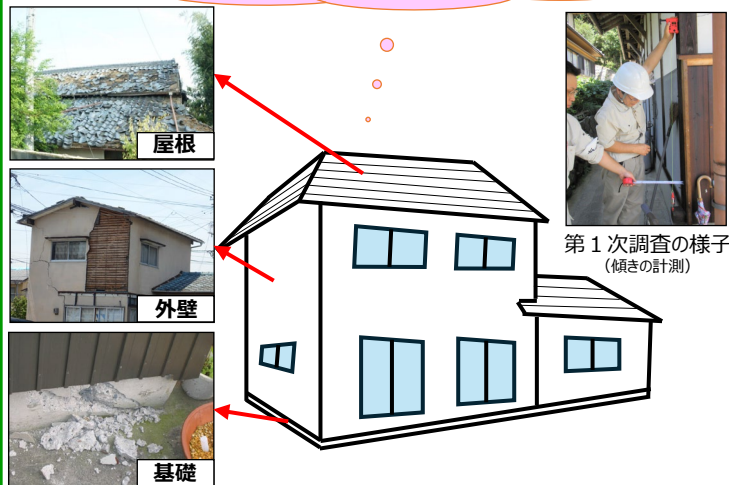
外観の損傷や傾きから内部被害を含めた住家全体の被害を推定する調査方法です。居住者の立会いがなくとも調査することが可能で、比較的早く罹災証明書を交付することができます。

第2次調査 (外観目視+内部立入調査)

住家内部にも立ち入り、詳しく被害を確認する調査方法です。居住者の立会いも必要となるため、日程調整等、調査の実施までに時間を要する場合があります。

※第1次調査とは異なる判定結果となった場合、基本的には第2次調査による判定結果で罹災証明書が交付されます。

外部から確認が可能な3つの部位の外観や住家4隅の傾きから住家全体の被害を推定



左の外観調査に加えて、内部立入調査により詳しく被害を確認



[Check Point] 第1次調査と第2次調査では、被害の程度を確認する「部位」と損害割合の「配分※」が異なります。

※施工価格等を参考に設定された部位別の持ち点というイメージ

外壁の損傷の程度から、住宅内部にも同様の被害が生じているものと推定するため、外壁の配点が大きく設定されています。

外観(100%)

- (1) 屋根 15%
- (2) 外壁 75%
- (3) 基礎 10%

被災者から申請があった場合、第2次調査を実施
※第1次調査をせず、第2次調査から実施することも可能

外観(35%)

- (1) 屋根 15%
- (2) 外壁 10%
- (3) 基礎 10%

内観(65%)

- (4) 柱 15%
- (5) 床 10%
- (6) 内壁 10%
- (7) 天井 5%
- (8) 建具 15%
- (9) 設備 10%



外壁の被害は小さいけれど、床の起伏や雨漏り、襖の開閉が困難で被害が酷いわ。確認してもらえないから。

(例) 外壁面積の1/3に相当する部分が損傷率100%で損傷している場合
住家の損害割合=(1/3)×100%×75%=25%【半壊】

(例) 外壁面積の1/3に相当する部分、床面積、内壁面積のそれぞれ1/2に相当する部分及び建具・設備の1/2が損傷率100%で損傷している場合
住家の損害割合={ (1/3)×100%×10% } + { (1/2)×100%×10% } + { (1/2)×100%×10% } + { (1/2)×100%×15% } + { (1/2)×100%×10% } = 25.8%【半壊】



【液状化】見直しの方向性

①床の傾きの評価方法の見直し

【現状】

(1次調査)

- 「**不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満**」の場合、「**半壊**」と判定。

- これは、**床が1/100以上傾いている場合**、一般に傾いていることを認識し苦痛を感じるレベルであることから、**床の損害割合を10%**とし、その他、不同沈下による設備の配管等のズレや建具の開閉困難といった損傷を加味し、設定したもの。

- 住家の**傾斜**は、原則として住家の1階部分の**外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したもの**としている。

(2次調査)

- 住家の傾斜が1/100以上の場合、床の損害割合を10%と評価している。

- 傾斜の計測方法は1次調査と同様。

- 床の部分的な傾斜については必ずしも評価できていない。**

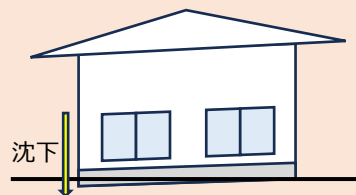
【課題】

(1次・2次調査共通)

- 住家の傾斜を外壁の四隅又は四隅の柱を計測して判定することとしているため、沈下の仕方次第では、**必ずしも床が傾いていることを評価できていない。**

<具体例>

四隅がほぼ垂直のまま不同沈下
(床は傾斜しているものの、四隅の傾斜はほぼ0)

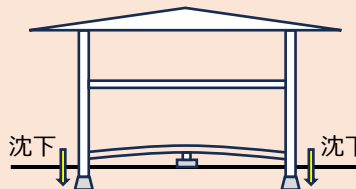


(2次調査)

- 住家の傾斜が1/100未満の場合、**床が部分的に1/100以上傾いていても、必ずしもそれを床の損傷として評価できていない。**

<具体例>

四隅がほぼ垂直のまま基礎が部分的に沈下
(1階の床が歪み、部分的に傾斜が生じている)

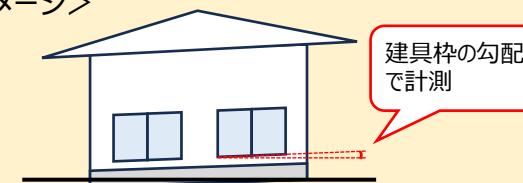


【見直し方針】

(1次・2次調査共通)

- 住家の傾斜の計測にあたっては、床の傾きをより適切に評価するため、外壁の四隅又は四隅の柱を計測する方法に加えて、**外壁の建具枠の勾配(水平傾斜)を計測する方法を加えてはどうか。**

<イメージ>



■ご議論いただきたい主な論点

- どのような計測方法が考えられるか(電子分度器、アプリ等)。
- 建具により勾配が異なる場合、どのような判断が適切か(最大値、最小値、平均値等)。
- 住家における1/60以上の傾斜の有無を判断する際にも、建具枠の勾配で計測することは考えられるか。

(2次調査)

- 床が1/100以上傾斜している部分は損傷程度V(100%)の損傷として評価してはどうか。**

【液状化】見直しの方向性

② 不同沈下による基礎の損傷程度の評価方法の見直し

【現状】

(2次調査)

○ 不同沈下があり、住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合、基礎（構成比10%）及び柱（構成比15%）の損害割合を25%として評価。

○ なお、不同沈下があり、住家の傾斜が1/100以上1/60未満の場合については、個々の損傷が確認されない限りは、基礎及び柱の損傷としては評価できていない。

【課題】

(2次調査)

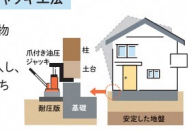

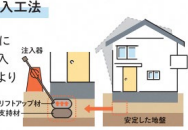

○ 住家の傾斜が1/60未満（一般的には半壊以下）の場合であっても、不同沈下により傾斜した住家を復旧するため、基礎持ち上げ工事等を要している住家も見られるが、住家（基礎）の損害としては加味されていない。

<基礎持ち上げ工事等のイメージ>

Q 沈下・傾斜した建物の復旧方法は？

復旧にかかる費用
200万円～1,000万円
※木造2階建て（建坪15～20坪）を想定

→ 沈下・傾斜した建物の主な復旧方法は4つあります。
※建物の構造や地盤により使える工法が異なるため、建築士など専門家に相談してください。

1 ポイントジャッキ工法 基礎天端と建物土台の間にジャッキを挿入し、建物土台を持ち上げる 	3 耐圧版工法 基礎底版の下を掘削して、安定した地盤面に耐圧版を設置し、ジャッキで基礎から持ち上げる 
2 薬液等注入工法 基礎底版の下に薬液などを注入して膨張圧により基礎から持ち上げる 	4 鋼管圧入工法（アンダーピニング工法） 基礎底版の下を掘削して、鋼管杭を安定した地盤まで圧入し、ジャッキで基礎から持ち上げる 

(出典) 一般財団法人日本建築防災協会 HP

【見直し方針】

(2次調査)

○ 傾斜が1/60未満であっても、1/100以上あれば基本的に傾斜修復が求められることから、その傾斜修復に基礎持ち上げ工事等を要する不同沈下による被害が生じている場合、基礎の損害割合を10%と評価してはどうか。

○ その際、1次調査において「不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満」の場合は「半壊」（損害割合20%）と評価していることも踏まえ、基礎の損害割合を加味し、最低でも「中規模半壊」と判定することとしてはどうか。

■ ご議論いただきたい主な論点

- 基礎持ち上げ工事等の要否について、どのような判断方法が考えられるか。
- 1次調査の段階では、「不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満」の場合は、引き続き、基礎の損傷は加味せず「半壊」とすべきか。

【液状化】見直しの方向性

③被害認定調査の迅速化（1次調査における判定方法の拡充）

【現状】

（1次調査）

- 「傾斜」による判定として、①「不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満」の場合は「大規模半壊」、②「不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満」の場合は「半壊」と判定。
- 「住家の潜り込み」による判定として、③「床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み」の場合は「大規模半壊」、④「基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み」の場合は「半壊」と判定。

【課題】

（1次調査）

- 「傾斜」と「住家の潜り込み」の両方の被害が生じている場合、1次調査では合算して評価することができない。
- 両方の被害を加味したい場合、2次調査を申請する必要があり、判定に時間を要することとなる。

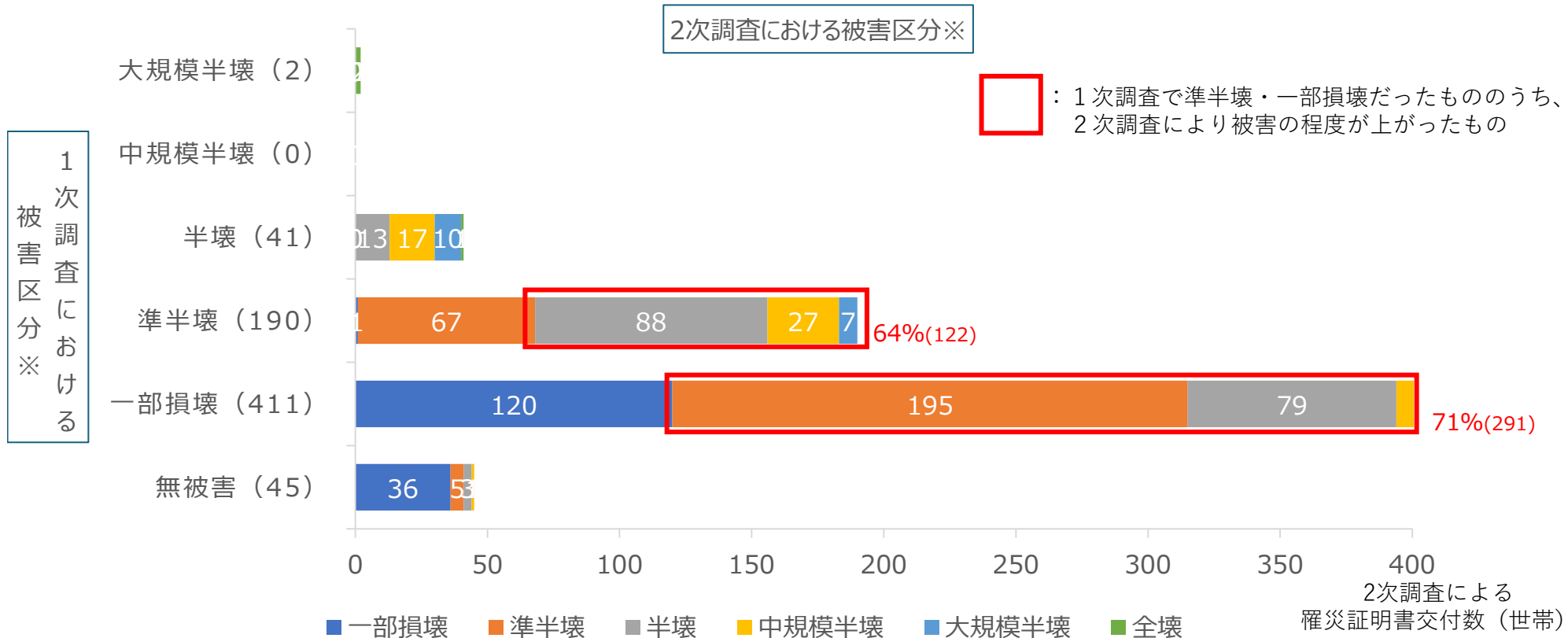
【見直し方針】

（1次調査）

- 1次調査の段階でも、「傾斜」と「住家の潜り込み」の合算による判定を可能とすることはどうか。
- 具体的には、
 - ①「不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満」かつ ③「床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み」の場合は「全壊」、
 - ②「不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満」かつ ④「基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み」の場合は「中規模半壊」と判定してはどうか。

2次調査により被害の程度が上がったもの（新潟市）

- 2次調査を申請した世帯は、1次調査において「一部損壊」又は「準半壊」と判定された世帯が最も多い。
- また、2次調査を申請した世帯のうち、1次調査において「一部損壊」又は「準半壊」と判定された世帯の約4割が、2次調査において「半壊」以上の判定となっている。

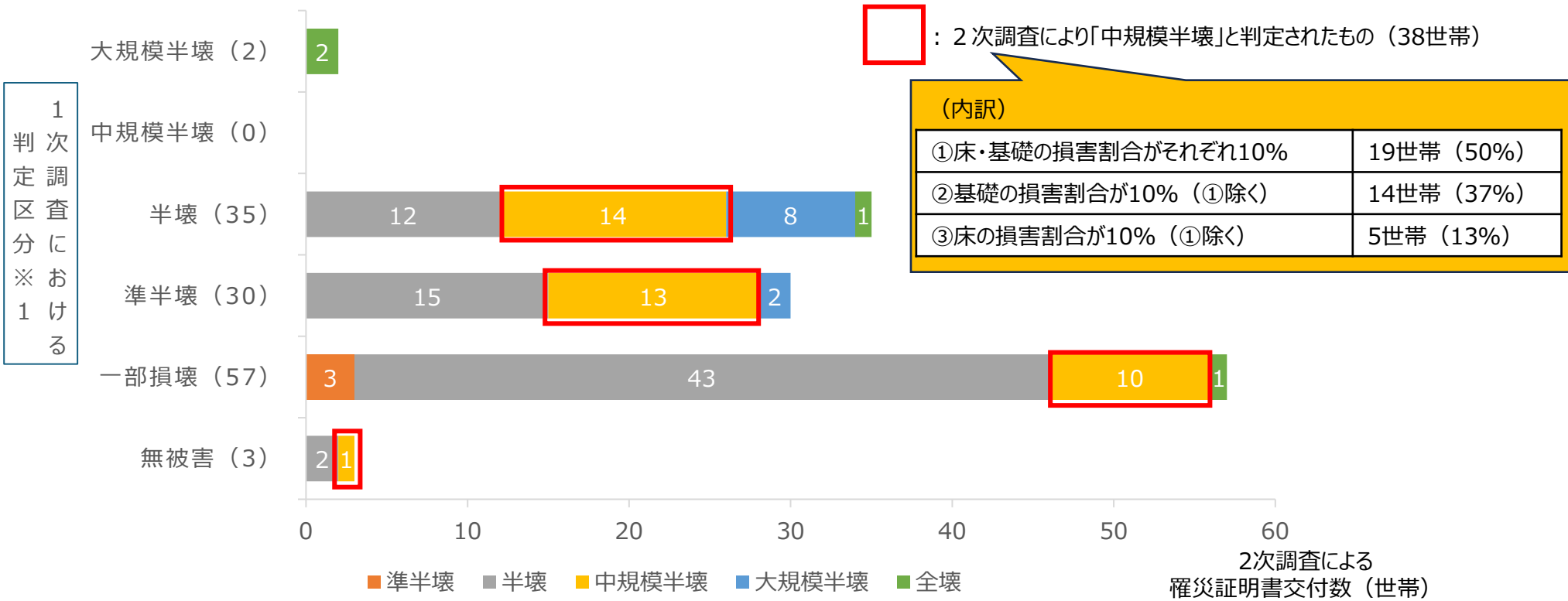


※ 「液状化等の地盤被害による被害」としての判定結果のほか、「地震による被害」としての判定結果を含む。

2次調査（液状化等の地盤被害）により被害の程度が上がったもの（新潟市）

- 「液状化等の地盤被害による被害」として2次調査が行われた結果、「液状化等の地盤被害による被害」の1次調査において判定区分のない「中規模半壊」として判定された世帯が一定数確認されている。
- 「中規模半壊」として判定されたものの内訳を見ると、床及び基礎の損害割合がいずれも10%（損傷率100%）と判定されているものが半数以上を占めている。

2次調査における判定区分※2

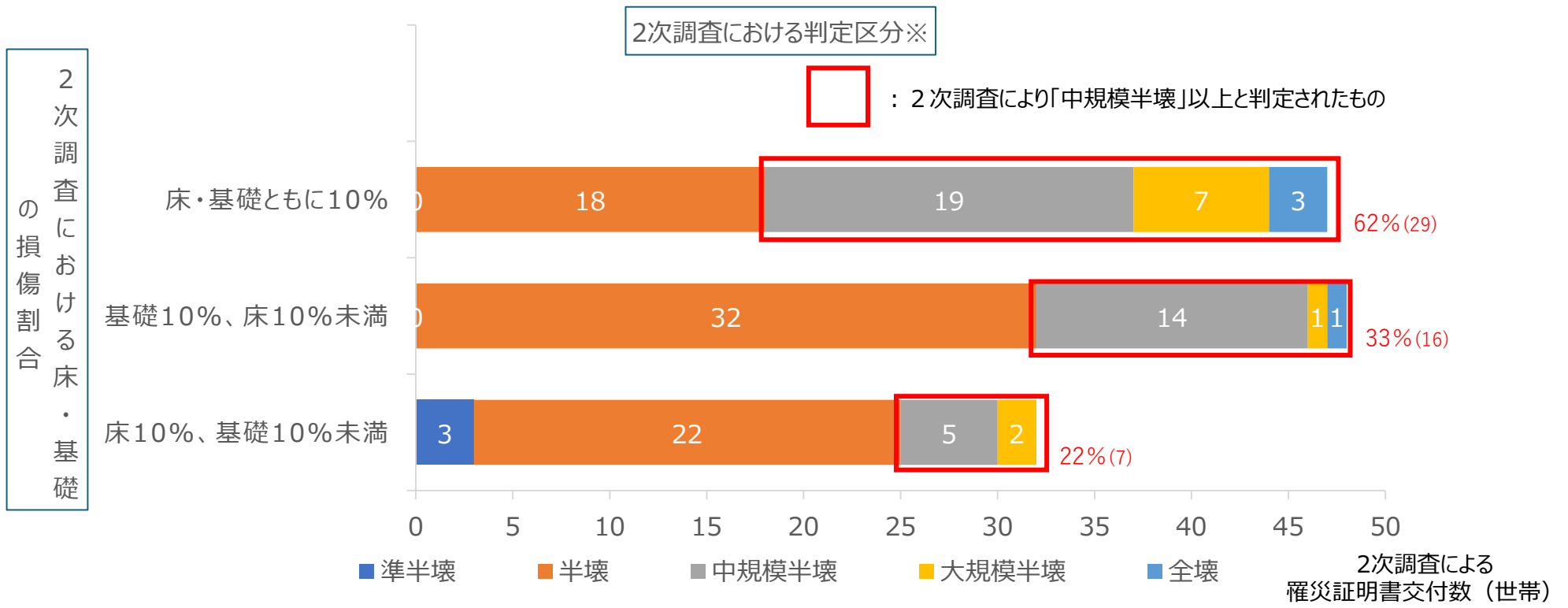


※1 「液状化等の地盤被害による被害」としての判定結果のほか、「地震による被害」としての判定結果を含む。

※2 「液状化等の地盤被害による被害」としての判定結果。

2次調査（液状化等の地盤被害）における判定の床・基礎被害別内訳（新潟市）

○ 「液状化等の地盤被害による被害」として2次調査が行われた結果、床及び基礎の損害割合がいずれも10%（損傷率100%）と判定されているものについては、約6割が「中規模半壊」以上の判定となっている。

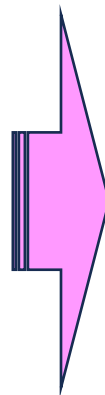


※ 「液状化等の地盤被害による被害」としての判定結果。

損傷程度の例示の3段階への見直しイメージ（外壁の場合）

現状

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【モルタル塗り仕上等】 ・開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。 【ボード】 ・目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	【モルタル塗り仕上等】 ・仕上の剥離が生じている。 【ボード】 ・仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	【モルタル塗り仕上等】 ・仕上材が脱落している。 【ボード】 ・目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	50%
IV	【モルタル塗り仕上等】 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 【ボード】 ・釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	75%
V	【塗り壁、ボード共通】 ・全ての仕上材が脱落している。 (見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) ・下地材に破損が生じている。	100%



改定案

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【モルタル塗り仕上等】 ●仕上材にひび割れが生じているが壁面に顕著な凹凸は見られない。 ・仕上材がひび割れている。 ・仕上材の表面がひび割れに沿って小さく浮き上がっている。 ●仕上材の表面が剥離しているが下地材や断熱材は見えない。 ・モルタルの表面や漆喰の上塗りが剥がれている。	20%
	【ボード】 ●目地にひび割れやずれが生じているが、壁面に顕著な凹凸は見られない。 ・目地にひび割れやずれが生じている。 ・周りのボードよりも若干浮き上がっている。	
II	【モルタル塗り仕上等】 ●仕上材が破損し、壁面に凹凸が生じている。 ・仕上材の損傷が表面にとどまらない。 ・モルタルの一部が剥がれ落ちているが、下地材や断熱材は見えない。 ●仕上材が脱落しかけている又は脱落しているが、下地材や断熱材は損傷していない。 ・仕上材が壁から剥がれ落ちている。 ・仕上材が剥がれ落ちそうだが壁に残っている。 ●下地材や断熱材が見えている。	50%
	【ボード】 ●ボードのひび割れやずれ、浮き上がりにより、壁面に凹凸が生じている。 ・ボードがひび割れている。 ・ボードが明らかにずれている。 ・脱落はしないが一見して凹凸がわかる程度の浮き上がりがある。	
III	【モルタル塗り仕上等】 ●仕上材が脱落し、下地材や断熱材に破損が生じている。	100%
	【ボード】 ●釘の抜け、浮き上がりが見られる。 ・釘の抜け、浮き上がりによりボードが外れそうだが壁に残っている。 ●ボードが脱落しかけている又は脱落している。 ・ボードが壁から外れている。 ・ボードが外れそうだが壁に残っている。 ●下地材や断熱材に破損が生じている。	

損傷程度の判定の実験

○ 「中越大震災ネットワークおぢや」被害認定調査研修参加者（被害認定調査の実務を行う自治体職員）を対象に、損傷程度の例示の改定案を用いて写真の損傷程度の判定を行う実験を実施した。

3区分での損傷程度の判定（外壁）

程度	損傷の例示
程度Ⅰ	<p>【モルタル塗り仕上等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕上材にひび割れが生じているが壁面に顕著な凹凸は見られない。 <ul style="list-style-type: none"> ・仕上材がひび割れている。 ・仕上材の表面がひび割れに沿って小さく浮き上がっている。 ●仕上材の表面が剥離しているが下地材や断熱材は見えない。 <ul style="list-style-type: none"> ・モルタルの表面や漆喰の上塗りが剥がれている。
	<p>【ボード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目地にひび割れやずれが生じているが、壁面に顕著な凹凸は見られない。 <ul style="list-style-type: none"> ・目地にひび割れやずれが生じている。 ・周りのボードよりも若干浮き上がっている。
程度Ⅱ	<p>【モルタル塗り仕上等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕上材が破損し、壁面に凹凸が生じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・仕上材の損傷が表面にとどまらない。 ・モルタルの一部が剥がれ落ちているが、下地材や断熱材は見えない ●仕上材が脱落しかけている又は脱落しているが、下地材や断熱材は損傷していない。 <ul style="list-style-type: none"> ・仕上材が壁から剥がれ落ちている。 ・仕上材が剥がれ落ちそうだが壁に残っている。 ●下地材や断熱材が見えている。
	<p>【ボード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボードのひび割れやずれ、浮き上がりにより、壁面に凹凸が生じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボードがひび割れている。 ・ボードが明らかにずれている。 ・脱落はしないが一見して凹凸がわかる程度の浮き上がりがある。
程度Ⅲ	<p>【モルタル塗り仕上等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕上材が脱落し、下地材や断熱材に破損が生じている。
	<p>【ボード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●釘の抜け、浮き上がりが見られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・釘の抜け、浮き上がりによりボードが外れそうだが壁に残っている ●ボードが脱落しかけている又は脱落している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボードが壁から外れている。 ・ボードが外れそうだが壁に残っている。 ●下地材や断熱材に破損が生じている。